

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第七十号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山本齒科医院	境港市外江町三八〇五	平成八年三月一日
サンライフ薬局	米子市三旗町六一	平成八年二月一日
薬局スタッツセ	米子市道笑町四丁目二三八	平成八年二月十四日

### 鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七条の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）
  - 土地改良区の役員就退任（農村整備課）
  - 土地改良区の役員住所の変更（ 〃 ）
  - 県営土地改良事業計画の決定（ 〃 ）
  - 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（ 〃 ）
  - 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）
  - 基本測量の実施（管理課）
  - 基本測量の終了（ 〃 ）
  - 土地収用法による事業の認定（二二件）（ 〃 ）
  - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（四件）（都市計画課）
  - 開発行為に関する工事の完了（ 〃 ）
  - 都市計画事業の事業計画の変更の認可（二二件）（ 〃 ）
- ◇ 告 告
  - 平成八年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会総務課）

退任した役員の氏名及び住所

- 〃 理事 山田 博 東伯郡羽合町大字長瀬一六八
  - 〃 細川 正一 東伯郡羽合町大字長瀬九七八
  - 〃 足立 道男 東伯郡羽合町大字長瀬一〇二四
  - 〃 植原 剛 東伯郡羽合町大字長瀬一二五二
  - 〃 穂久 潤一 東伯郡羽合町大字久留九二一一
  - 〃 戸崎 忠良 東伯郡羽合町大字水下一五七
  - 〃 山崎 昭 東伯郡羽合町大字長瀬二三九八一二
  - 〃 山名 博典 東伯郡羽合町大字田後八五一
  - 〃 南 仁 東伯郡羽合町大字上浅津五〇四
  - 〃 山田 正純 東伯郡羽合町大字下浅津二四三一二
  - 〃 中本 敏 東伯郡羽合町大字南谷六三三一一
  - 〃 安達 芳男 東伯郡羽合町大字橋津七二六一五
  - 〃 手嶋 武臣 東伯郡東郷町大字長江九三一一
  - 〃 岡本 敏明 東伯郡東郷町大字門田四三三
  - 〃 福井 兼義 倉吉市清谷四九一
  - 〃 監事 大場 義勝 東伯郡羽合町大字長瀬一一五八
  - 〃 北田 昇一 東伯郡羽合町大字上浅津二九一一
  - 〃 國田 修二郎 東伯郡羽合町大字橋津一四七
- 平成八年三月七日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 〃 理事 山田 博 東伯郡羽合町大字長瀬一六八
- 〃 足立 道男 東伯郡羽合町大字長瀬一〇二四
- 〃 細川 正一 東伯郡羽合町大字長瀬九七八
- 〃 植原 剛 東伯郡羽合町大字長瀬一二五二
- 〃 西崎 豊善 東伯郡羽合町大字久留一六一

- 〃 中川 正典 東伯郡羽合町大字長瀬一六九九一五
  - 〃 山崎 昭 東伯郡羽合町大字長瀬二三九八一二
  - 〃 入江 輝三 東伯郡羽合町大字田後八二〇
  - 〃 南 仁 東伯郡羽合町大字上浅津五〇四
  - 〃 福山 正雄 東伯郡羽合町大字上浅津二〇三一二
  - 〃 富山 義正 東伯郡羽合町大字下浅津二〇七一六
  - 〃 中本 敏 東伯郡羽合町大字南谷六三三一一
  - 〃 松井 淳之輔 東伯郡羽合町大字橋津四一一
  - 〃 音田 義正 東伯郡東郷町大字長江一〇四四
  - 〃 岡本 敏明 東伯郡東郷町大字門田四三三
  - 〃 福井 兼義 倉吉市清谷四九一
  - 〃 監事 大場 義勝 東伯郡羽合町大字長瀬一一五八
  - 〃 北村 和正 東伯郡羽合町大字上浅津一九四
  - 〃 國田 修二郎 東伯郡羽合町大字橋津一四七
- 平成八年三月八日就任 任期四年

鳥取県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
 のとおり小田川土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条  
 第十七条の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	橋本 昭徳	変更前	岩美郡岩美町大字河崎一七九
		変更後	岩美郡岩美町大字河崎四四七

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業東高尾地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年三月二十五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十四号

鹿野町が行う土地改良事業（集落地域整備事業今市地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年三月二十五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申立

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八十二条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
福部村加入区	漁業災害補償法第四十二条に掲げる漁業
西伯加入区	小型定置漁業

鳥取県告示第七十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量作業）
- 二 作業期間 平成八年四月十七日から平成九年三月十六日まで
- 三 作業地域 鳥取市、米子市及び境港市並びに岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び若桜町並びに西伯郡日吉津村

鳥取県告示第七十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（ジオノイド測量）
- 二 作業地域 鳥取県全域
- 三 終了年月日 平成八年二月二十日

鳥取県告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事

業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称 青谷町
- 二 事業の種類 農業集落排水事業勝部地区処理施設建設事業

三 起業地

- 1 収用の部分 気高郡青谷町大字田原谷字宮下及び字宮前地内
- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

気高郡青谷町大字青谷六六七 青谷町役場

鳥取県告示第七十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称 青谷町
- 二 事業の種類 農業集落排水事業日置地区処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 気高郡青谷町大字早牛字カヤマ地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

気高郡青谷町大字青谷六六七

青谷町役場

鳥取県告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受け、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画地区計画

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受け、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画準防火地域

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受け、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受け、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次の

のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 3・6・5号古海晩稲線、7・6・4号立川1号線

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目三二〇

鳥取県告示第百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月十六日 鳥取県指令鳥土維第八百十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町南二丁目一八〇

創和測量設計株式会社

代表取締役 米 村 廣 之

鳥取県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

若桜町

二 都市計画事業の種類及び名称

若桜都市計画公園事業 三・三・一号 中之島公園

三 事業施行期間

平成三年七月二十六日から平成十年三月三十一日まで

（変更前 平成三年七月二十六日から平成八年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>一 施行者の名称 日吉津村</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 米子境港都市計画公園事業 四・五・一号 海浜運動公園</p> <p>三 事業施行期間 昭和六十一年十月一日から平成十三年三月三十一日まで (変更前 昭和六十一年十月一日から平成八年三月三十一日まで)</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更する部分 西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字今吉</p> <p>2 使用の部分 追加する部分 西伯郡日吉津村大字今吉</p>	<p>(注) 採用予定者数については、変更される場合がある。</p> <p>3 対象となる職 警察に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職</p> <p>4 給 与 この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額184,400円のほか諸手当が支給される。</p> <p>5 受験資格 昭和43年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。</p> <p>6 第一次試験</p> <p>(1) 試験種目 教養試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)</p> <p>なお、教養試験の出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とし、専門試験の出題分野は、憲法、行政法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法及び経済学とする。</p> <p>(2) 試験の期日 平成8年4月14日(日)</p> <p>(3) 試験の場所 鳥取県立県民文化会館 鳥取市尚徳町101-5 鳥取県西部総合事務所 米子市樺町一丁目160</p> <p>7 第二次試験</p> <p>(1) 試験種目 論文試験、面接試験(個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査 なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 試験の期日 平成8年5月23日(木)及び同月24日(金)</p>
<p style="text-align: center;">公 告</p> <p>職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。</p> <p>平成8年3月22日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎</p> <p>1 試験の名称 平成8年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)</p> <p>2 採用予定者数 7 名</p>	

- (3) 試験の場所  
鳥取県庁第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）他
- 8 合格者の発表
- (1) 第一次試験合格者  
平成8年5月9日（木）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。
- (2) 最終合格者  
平成8年6月5日（水）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号及び氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。
- 9 採用の方法  
最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。  
なお、採用は、平成8年10月1日の予定である。
- 10 受験手続
- (1) 受験申込書の交付  
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、交番並びに警察官駐在所において交付する。
- (2) 受験の申込み  
受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。
- (3) 受付期間及び受付時間  
ア 受付期間  
平成8年3月25日（月）から同年4月8日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成8年4月8日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間  
8時30分から17時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求を郵便によって行う場合には速達によることとし、350円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒（速達）を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別 表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身 長	160センチメートル以上であること。
体 重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。